

電気通信事業法施行規則等の一部改正(第二種指定電気通信設備制度に係る  
状況変化等を踏まえた規定の整備)に対する意見等及びそれに対する考え方  
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

〔 意見募集期間：令和7年10月1日（水）～同年10月30日（木）（案件番号：145210572） 〕

意見提出者一覧  
意見提出者 4件（法人：3件、個人：1件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。  
※意見については要約を付しています。

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者
1	個人
2	株式会社NTTドコモ
3	ソフトバンク株式会社
4	KDDI株式会社

意見	考え方	修正の有無
(2) 第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式の見直し		
<b>意見 1</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告対象となる様式から削除することに賛同。</li> <li>● 今後も引き続き、接続料算定の検証方法自体の簡素化や算定根拠等の報告物の削減について検討を要望。</li> </ul> <p>○ 本改正案は「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書」において整理されたとおり、接続料算定の適正性確保の観点から検証を実施するために必要なデータについて、算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、総務省において対応を検討することとされたことに伴い検討されたものであり、「様式第17の4の2（第23条の9の3関係）」における「3機能別接続料原価算入営業費明細表」について、経年で見ても接続料算定への影響が少ないため、当社は本改正案のとおり報告対象となる様式から削除することに賛同いたします。</p> <p>○ なお、本改正は接続会計における費用配賦見直しの更なる見直し等により増大する行政・事業者双方の規制コストの抑制に資するものであり、今後も引き続き接続料算定の検証方法自体の簡素化や算定根拠等の報告物の削減について検討を要望いたします。</p> <p>○ 例えば、「様式第17の4の10（第23条の9の3関係）」について、接続料原価に占める割合が一定の閾値を下回る等により接続料算定への影響が低い費用項目を削減する、又は報告対象とする閾値を削除し、当該費用に占める上位2項目のみ報告する等の記載の簡素化が考えられます。</p> <p>（株式会社NTTドコモ）</p>	<b>考え方 1</b> <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 今後も引き続き接続料算定の検証方法自体の簡素化や算定根拠等の報告物の削減について検討を要望するとの御意見については、接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては今後も引き続き提供を求めていくことが適当と考えますが、環境変化等を踏まえ、算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、引き続き今後の制度改正に当たり、対応を検討することが適当と考えます。</p>	無
<b>意見 2</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今般の見直しに賛同。</li> <li>● 今後も接続料届出に係る様式等について、適時適切に廃止する等の</li> </ul>	<b>考え方 2</b>	

<p>検討を要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機能別接続料原価算入営業費明細表の削除を伴う今般の見直しに賛同します。</li> <li>○ 接続料の検証に関して行政・事業者双方の規制コストが増大しているため、今後も、接続料届出に係る様式等について、影響や分析の効果を踏まえつつ、適時適切に廃止する等検討いただくことを要望します。</li> </ul> <p>(KDDI株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 今後も適時適切に廃止する等検討することを要望するとの御意見については、考え方1下段のとおりです。</li> </ul>	<p>無</p>
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 継続的に届出様式の削減や簡素化等を検討すべき。今後届出様式の追加に関する議論がなされる際は、既存の届出様式における記載の削除や簡素化等についても併せて議論することを要望する。</li> <li>● 接続料原価に算入する営業費について、前年度に比べて著しく上昇している等の場合には、総務省から当該事業者に対し、営業費の具体的な内容や上昇等の要因の詳細を確認の上、検証すべき。</li> </ul>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式の見直しを行う取組について、「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書（案）」意見募集に対する意見及びその考え方で示された「環境変化等を踏まえ、算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、今後の制度改正に当たり、総務省において対応を検討することが適当」との考え方（考え方45）のとおり、継続的に届出様式の削減や簡素化等を検討すべきと考えます。検討にあたっては、分析や検証に資する有効な内容であるか否か、また、その分析によって得られる効果の程度という二点を踏まえ、柔軟に検討いただくことを要望します。当社においても上記二つの観点等を踏まえて検討し具体案が出てきた際は、総務省殿に相談させていただきたく考えます。加えて、今後届出様式の追加に関する議論がなされる際は、既存の届出様式における記載の削除や簡素化等についても併せて議論することを強く希望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続的に届出様式の削減や簡素化等を検討すべきとの御意見については、考え方1下段のとおりです。</li> <li>○ 接続料原価に算入する営業費の検証に係る御意見については、第二種指定電気通信設備の接続料に関する御意見について、その具体的な算定方法について第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）において規定され、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）において規定されており、総務省においては、第二種指定電気通信設備を設置する事業者から提出される算定根拠に基づき、接続料の適正性について検証を行い、情報通信審議会接続政策委員会へ報告を行っていま</li> </ul>	<p>無</p>

○ なお、今回様式が見直される営業費の第二種指定電気通信設備の接続料算定における扱いは、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン上、「原則として原価に算入されるべきではない」ものとされています。こうした性質に鑑みれば、例えば、接続料原価に算入する営業費について、前年度に比べて著しく上昇している等の場合には、総務省殿において、当該事業者に対して、営業費の具体的な内容や上昇等の要因の詳細を個別に確認のうえ、検証すべきと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

#### (4) その他

##### 意見 4

● \*から\*に強引に乗り換えさせられ、不要なオプションをつけられた。現在は\*に戻ったが、返金を求める。

○ \*が、今年の一月に\*から\*に強引に乗り換えさせられたました。いらないオプションもつけられました。今は\*に戻ってオプションも解約しました。返金してもらえないですかね?

(個人)

す。

総務省における接続料の適正性の検証に当たっては、接続料算定への影響の大きさや事業者間の公平性等を踏まえて検証を行うことが適当であり、御指摘のような検証を行うかどうかについては、接続料原価に占める営業費の割合等を踏まえ、必要に応じて検討することが適当と考えます。

##### 考え方 4

○ 御意見については、本意見募集の対象外です。

無

(注意事項) 第三者の利益を害するおそれがあるため、提出意見の一部を除いております（「\*」とした部分）。

以上